

公明党

# せのう 孝夫 市政報告 No. 42



## 声を かたち に 夢を くらし に

館山市では、本年8月から急激にコロナ感染者数が増え、9月初旬までに350人を超えました。この状況を受け、9月議会ではコロナ対策として一般通告質問時間は40分に短縮し、他の日程でも密を避けるため、決算委員会審査や常任委員会審査等は本会議での質疑に集約して対応するなど、大幅な変更を行いました。

9月5日に2020年東京オリンピック・パラリンピックが閉会しました。組織委員会は、同オリ・パラを迎えるにあたって三つの基本コンセプトを示し、その二つ目に、多様性と調和を掲げていました。「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩。東京2020大会を、世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会をはぐくむ契機となるような大会とする」と説明しています。

今回の一般質問では、中学生のLGBT対応を取り上げました。2020東京オリ・パラは終わっても、このコンセプトは普遍的価値と目標を謳いあげていますので、館山市でも自分事と捉え、文化的レガシーとして形に表していかなければ、開催の意義も薄れるものと感じます。互いの違いを認め合える共生社会の実現へ向け、着実に前進へとつながるよう努力していく所存です。

## 9月議会通告質問 【詳しくは議事録を参照】

### 1. 带状疱疹予防ワクチン

带状疱疹は、日本人成人の90%以上が保有している水痘・带状疱疹ウイルスが原因とされています。带状疱疹による皮膚症状が収まると通常は痛みも消えますが、約2割の方は3か月以上も神経の損傷により痛みが続くと言われ、この後遺症をPHNと呼び、疱疹が現れる部位によって、目では角膜炎、視力低下、失明に至る場合もあります。顔面神経麻痺や、耳ではめまい、耳鳴り、難聴などの重い合併症を引き起こすことがあります。

重症化には様々な要因が考えられますが、治療の遅れは重症化リスクが高くなります。皮膚がチクチクと痛み出したら、赤斑など皮膚症状が現れる前に、速やかに病院で診てもらって早期治療が肝要です。

#### Q1 予防ワクチンの存在と効果

带状疱疹に対して有効性が認められている、50歳以上を対象とする予防ワクチンがありますが、ごく最近発表されたこともあり、認知度はとても低いと感じています。このワクチンの存在と予防効果について、市の広報誌等で市民の皆様へ周知してほしいと思います。

**答弁：**带状疱疹の予防接種についてはホームページで周知していますが、予防効果についても広報や保健師の地区活動等で周知していきます。

#### Q2 予防ワクチンの接種勧奨と費用の一部助成

50 歳以上の方への带状疱疹予防ワクチンの接種勧奨と医療費抑制という観点から、予防ワクチン接種費用の一部助成制度を設けては如何かと考えます。

**答弁：**接種費用の助成については、国の動向や近隣市町の実施状況を注視していきます。

## 解説

私は带状疱疹の経験者で、この病気も以前から知っていたつもりでしたが、発症後を振り返ると、全くの無知であったことを思い知らされました。額と眉毛近辺に症状が現れましたが、そもそも顔に発症するという事すら知りませんでしたので、赤い斑点が現れても病院に行かず、さらに進んで紫色になった頃、ある人から指摘され、大急ぎで皮膚科へ駆け付けた始末です。その上、目の近辺だったので医師から眼科にも行くよう言われました。

私の場合は治療が遅れたため、発症後7年経った今でも、時々、軽いかゆみと傷あとが残ってしまいましたが、それでも、軽く済んだ方だと思っています。

ワクチンには、带状疱疹の発症や重症化を抑える効果があるとされ、こういった情報や、接種勧奨などを市民の皆様提供していただきたいと思い、質問に取り上げました。

また、带状疱疹は皮膚科にとどまらず、上述したように眼科や耳鼻科などにも関係する場合があります、2割の方には重い後遺症が残ることなども考えると、単なる皮膚病と侮ってはいけない病気であると感じます。そして、この病気は経験した人でしか分からない苦しみがあり、その予防ができるなら打っておきたかったと多くの罹患者は思います。そういう意味から、一人でも多くの市民にワクチンを打ってほしいと思いますが、推進するためには助成制度を設け、接種費用を抑える施策もセットで提供することで、接種推進がされるものと考えます。

併せて、50歳以上の方の3人に1人が罹ると言われており、本市では高齢化も進んでいますので、年間の罹患者数も相当な数に上るものと思われまます。これらのことから、ワクチンの接種費用の一部を自治体が負担したとしても、予防や重症化、後遺症などを抑える効果によって、医療費の抑制にも繋がるものと考えます。

市では、罹患者の数は把握していないということでしたが、今後、医療費の保険負担分も含め費用対効果を検証するうえでも調べていただきたい旨、要望しました。

## 2. 性の多様性に配慮した中学生制服の自由選択

6月議会では、パートナーシップ制度とファミリーシップ制度の導入を取り上げ、パートナーシップ制度の導入自治体数は、わずか5年半で加速度的に拡大を続けている現状等、縷々確認しました。本市では、他自治体の状況を見て判断する旨の答弁でしたが、LGBTに対しては具体的施策で対応等を示していくことが最も重要であると考え、9月議会では中学生の制服選択の自由を取り上げました。

### Q1 自認する性の制服

肉体的性によって基本的には制服が決められていますが、スカートを着用したい男子生徒、スラックスを希望する女子生徒など、自認する性に対する制服選択の自由は認められるのか、という点について教育委員会に質しました。

### Q2 ブレザー型制服の併用

詰襟とセーラー服を制服としている場合、ブレザー型の標準服を併せて用意できないかを質問。生徒の好みによる選択の幅を設けてほしいという点と、ブレザーであればボトムのコーディネート

として、スラックスにもスカートにも違和感なく合わせられるという観点から、前向きな見解を求めました。

**答弁：**館山中学校では、1年生からブレザー型制服とし、女子はスカートとスラックスを選択可能となっています。それ以外の学年や中学校では、当事者や保護者の意向を踏まえた個別の対応を行うこととしています。

## 解説

LGBTを自認する人は人口の10%程度と言われており、本市にあてはめると単純に4000人前後と考えられます。これは性的マイノリティー(少数者)と言えるのかという検討も必要かと思います。しかし、自ら公表する人は限られているため、認識できる数は極めて少なく、実数の把握は難しいという実情も理解しないといけません。

平成二十六年に文科省が高校生を対象にした調査では、周囲にカミングアウトした上で学校生活を送っていた生徒は、わずか2割とありました。その内の7割の生徒がいじめを受けた経験があり、3割が自殺を考えたと答えています。

もっと、LGBTへの理解が進んでいる環境であったなら、2割以上のカミングアウトと、いじめの件数も減らせていたであろうと、とても残念に感じています。

## LGBTへの理解を進めるために

LGBTはとてもデリケートな問題です。対応の仕方を誤ると、自殺行為にまでつながるため、真剣に向き合う必要があります。他の人に認められにくい、或いは理解してもらえないなどの理由から、打ち明けることなく自分の中だけに閉じ込めようとする人もいます。

理解が進まない一つの理由として、絶対数が少なく、普段見かける機会もほとんどない点が考えられます。しかし、実際は上述した通り、人口の10%前後を占めることから、決して少ない人数ではありません。その上で、カミングアウトした生徒は2割となると、実際には2%しか認識できていない状態にあり、氷山の一角しか見ていないこととなります。公表しない8割の生徒の精神状態は健全に保たれているのかと言った検証も求められると思います。

この様に見ていくと、カミングアウトしやすい社会環境を整えていくことが、性的マイノリティーを取り巻く諸問題・諸課題を解決する最も重要な視点ではないかと考えます。

これからは、個人、または少数者の問題として秘匿性を尊重するという風潮の脱却が求められるのではないのでしょうか。前回の市政報告でも様々な角度から触れましたが、例えば、レインボーグッズをまちのいたるところで目にするような、オープンな環境の創出が望ましいと思っています。国や地方自治体も、LGBTに関して自然な形で多くの人の耳目に触れさせる施策を、積極的に打ち出し続けていく必要性を痛感します。

## 心と肉体の性の違いを意識した時期

ある地方で、トランスジェンダーについて調べた統計ですが、心の性が異なると意識した時期を聞いたところ、小学生未満で既に22.3%、小学生の時が32.1%、合わせて54%以上が小学生までに性の不一致を意識しているとありました。

中学生の時と答えたのが15.2%、ここまでで7割となります。中学卒業から19歳までが12.5%、成人以降が17.9%でした。この統計から、大部分が中学生までには違いを意識しているという点に注目します。

この統計から読み取れるのは先天的な心性であり、前回 41 号市政報告でも触れていますが決して病気ではなく、治療や改心などで解決できるものではないことが理解できます。そうであるならば、トランスジェンダーを我が身に置き換え考えてほしいところです。自分がこの立場であったら何を望むかという視点を養い、その心に寄り添い、どう対応するかを学校として検討するのは、ある意味当然のことだと考えます。

## 学校側からの配慮

LGBT 当該生徒の多くは、様々な希望や葛藤を抱えています。現在、市（学校現場等）では、本人や保護者に対し、個別案件として丁寧に気持ちに寄り添い、相談に応じていくとしています。この配慮に関しては心から敬意を表するものですが、ただ、これからの未来を展望すると、対応の在り方を見直す過渡期に差し掛かっていると捉えています。

スカートやスラックスの着用にしても、本人や保護者からの申し出を待つのではなく、少数者だから個別の相談で対応する方針を改め、あらかじめ校則に明示するなど、学校側から配慮を示すことこそ重要であり、その意識の変革を強く求めます。つまり、実数は把握できないとしても一定数存在するとの認識の下、個別事案ではなく普遍的な案件と捉えて対応の対応を市民に公表することこそ、時代に合った取り組みであると思います。

## 大阪市淀川区『LGBT 支援宣言』

淀川区では、LGBT 支援宣言を行ったところ、年間千件を超える電話相談が寄せられたそうですが、LGBT 支援宣言の前には、ほぼ相談はなかったということでした。

この反応について NPO 法人虹色ダイバーシティ理事の方の話を要約すると「自治体は、要望がないから取り組まないということではない・・・当事者にはカミングアウトの壁があり、自治体からポジティブなメッセージを出さないと、要望や困っている状況をなかなか伝えられない」と訴えていました。「ひきこもり」問題も、相談者数が少ないと言われていますが、“相談しにくい、何処に相談すればよいか分からない”といった背景もあり、ひきこもり相談窓口設置の必要性にも通ずる重要な視点です。

つまり、行政側から問題意識を敏感に持ち、胸襟を開くべきであると訴えているのです。

或る政令市では、中学・高校での、性別に関係なく着られる制服の導入などを検討する、或いは自認する性別の制服等の着用を認める、と言った弾力化が図られている市町村もあります。

これは、自らがカミングアウトをせずとも、自然体で抵抗なく学校生活を送れるようにと、当事者の気持ちを先回りして考えられた意識ある教職員の取組であり、ぜひ、本市でも参考にさせていただきたいということと、教職員自身の理解度にも関係しているため、LGBT への認識を深める研修等もお願いしたいと思います。

本市としても、『LGBT 支援宣言』についても検討したいのですが、学校側からの配慮を求めるのはこういう理由からです。その上で、個別に相談に応じていくという手順を示す姿勢にこそ、真に当事者に寄り添う対応と言えるのではないのでしょうか。

## 3. 災害情報、市民との共有・提供

台風や、大雨による河川の氾濫、土砂崩れ、道路の冠水など、安房地域でも自然災害が頻発しています。市は、災害の恐れがある場合は安全安心メール等で災害情報を発信しています。7月初頭の大雨の時には大雨警報や避難指示等の発令とともに、市道 276 号線宮城浄水場付近の土砂崩れに

よる通行止めや、平久里川・汐入川の氾濫の恐れなどを発信していましたが、それ以外の細かい情報はありませんでした。市の HP からの災害情報については確認しにくい点と、内容の乏しさが残念でした。

市が発表する情報以外にも、土砂崩れや道路の冠水、通行止めなどが発生していないか気になっていました。厳しい気象条件下にあっても、危険は承知で、仕事や用事等によってやむなく外出せざるを得ない場合が考えられます。市民活動が一切停止することはありませんので、市民の安全に寄与するという観点から、これまでより詳細な災害の発生状況を市民と共有できる取り組みの必要性を痛感します。

Q 時々刻々と変わりゆく気象関係の場合などでは、災害状況を逐一発表することは困難であろうことも理解します。SNS を効果的に活用するなど、従来の情報提供を再検討していただき、もう少し効率的かつ詳しい情報を提供できないかについて質しました。

答弁：災害発生時に今よりも細かく正確な情報をリアルタイムに提供できるかは、災害応急対応に従事する職員などマンパワーが必要になることから厳しい現状があります。

しかしながら、IT 技術の進展により、災害発生状況を迅速かつ、的確に把握し、市民の皆様と情報共有できるシステムも開発されていることから、IT を活用した災害情報共有のための取組を検討していきます。

## 建設経済委員会活動報告

### 『大規模盛土事業の安全確保に関する意見書（発議案第 6 号）』

9 月議会ではコロナ感染防止対策として三密等を避けるため、上述した通り短時間、短縮日程（集まる日数を削減）、傍聴者なし等とすることを全員協議会で決定しました。議案審査については、各常任委員会の付託を省略して、本会議での質疑のみとしました。

各議員それぞれ運営における考えがあり、個人的には通常開催が良いと考えていますが、上記の決定は多数意見であり、毎年秋に実施している議会報告会など、議会運営全般に言えることですが、収束の見通しがつくまでの間は変則的であるとか活動制限などを受け入れる、忍耐の必要性も理解します。

7 月 3 日に熱海市で大規模な土石流災害が発生しました。原因は盛土の流出とされ、盛土事業の違法性も含め調査が進められています。国土交通省も、災害発生後速やかに全国の自治体に対し、該当する盛土事業への安全性に関する調査を通達しました。

そのような中、本委員会委員からも、市内に複数力所ある千葉県認可の大規模盛土事業における安全性を調査し、市民に報告するべきと言う提案を受け、建設経済委員会から県に対して、安全確保に関する要望書または質問書を提出する旨を協議しました。

委員会として議論を重ねていく中で、千葉県へ届けるのであれば館山市議会から提出する方が望ましいという意見があり、その方針に従うとともに、そうした場合は自治法 99 条の規定により『意見書』と言う形になるため文面を議会として修正し、9 月 1 日の 9 月定例会初日、千葉県知事に対して『大規模盛土事業の安全確保に関する意見書（発議案第 6 号）』の提出へ向け、本会議での議案説明の後、議会の賛同を得て可決しました。

更に、館山市としても『要望書』を一緒に提出する運びとなり、9月6日、県安房地域振興事務所に金丸市長、三澤県議、石井敬之議長から、同事務所杉山秀樹所長に要望書、意見書を手渡しました。

9月9日付房日新聞にはその模様が掲載され、所長は「熱海市の災害直後の7月5日と8月に緊急パトロールを実施しており、また盛土の総点検作業を行っている。今後も県と市が情報を共有し、県民の皆様の不安を払拭していきたい」と話されました。

建設経済委員会では、コロナによって停滞する経済の活性化として、収束後を視野に、観光産業における有効性の高い事業を模索していますが、8月に入ってから急速な感染拡大が起きてしまった関係から、十分な協議ができていません。

今回は、市への事業提案と言う内容のものではありませんでしたが、市民が抱える不安に応えるため、委員会として、その責任の一端を果たせた取り組みであったと考えています。

併せて、委員長個人としての想いは、県、事業者、市民の三方良しとなることでした。県の監督責任や事業者の違法性など、マイナーな部分の追求ではなく、議会が主導的に、指導通り事業が行われているかを県に要請し、問題がなければ事業者の安全業務の証明となり、その一連の流れを市民に報告し、安心感につなげていく。まさに、意見書提出は、三者それぞれの立場での安心安全の証明を目的として臨むべきと考えていました。

概ね、思い通りに進められたと感じています。ご協力いただいた建設経済委員会の各委員の皆様には、心より感謝申し上げます。

## 総務委員会より『コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（発議案第7号）』

議会最終日の9月29日に、同委員会より『コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（発議案第7号）』が提出され、こちらも満場一致をもって採択されました。

これは、表題にある通り、地方財政はコロナ蔓延の影響により、財源不足が避けられない厳しい状況にあります。そのほか、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策、医療介護・子育て等社会保障費、公共施設老朽化等々、年々増嵩する財政需要に見合う財源が求められています。

その財源確保に向け、衆参議長、内閣総理大臣他担当大臣等、全8名に、意見書を提出したものです。この様な取り組みは、問題意識を委員会及び議会で共有し、行動に移すことの重要性を示す好例であり、今後、益々問題意識を旺盛に、委員会活動の活性化を推進していきたいと思えます。

## 告発状を受け議会から市へ『改善意見書』

平成30年10月に、市民から損害賠償請求事件として裁判が起こされ、令和3年1月結審、同3月判決が言い渡されました。内容は、原告らの請求を棄却する等というもので、その後上告されています。

6月21日に同氏から議会に「告発状」が届けられ、その内容を精査し8月24日「館山市議会に提出された告発状について」と題する質問状を市に送付し、9月3日に市から回答を得ました。

議会は、裁判について立ち入る立場にありませんのでそこは静観しますが、争点にあるのが普遍性を帯びた職員の働き方等に関する案件であること、また、精神的負担など職員のメンタルに対処する市の産業医が、その資格のない状態で長年務め、その認識の下、議会に対しては産業医が存在する旨の答弁を続けてきた経緯等を勘案すると、議会として看過できないと判断し、9月29日の全員協議会において市へ『改善意見書』の提出を決定しました。

意見書の内容（趣旨）については以下の3点です。

- 1, 資格要件について適正な事務執行
- 2, 産業医資格のないものを産業医と議会答弁したことへの重みを認識し議会対応に当たる
- 3, メンタル含め働きやすい職場環境の整備

## 『和解』に向けた検討

内容的には皮相的な印象を持ちます。“たてやま21緑風会”“新しい風の会”“公明党”の3会派からは事前に「市から裁判の和解」を申し出てはどうか、との意見を提案していましたが、「裁判」に対する見解の相違から多数決により、この一文は含めないことが決まりました。

もとより、原告側の判断に委ねられる案件ではありませんが、1審判決文及び監査結果報告書等でも市の非を認めている箇所もあることから裁判に絶対はなく、併せて血税と職員の労力も投入する係争案件に対して、多様な対応を進言することには意義が認められると考えた上での提案でした。

議会として提出する改善意見書の中で、3会派が示した「和解案」に触れることはできませんでしたが、市は「話し合い」という選択についても、検討をお願いしたいと思います。

## ゼロカーボンシティ宣言

“館山市ゼロカーボンシティ宣言”を、8月30日に表明しました。

2050年をめどに脱炭素社会を目指すもので、千葉県でも本年2月に二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行っていました。

令和2年12月議会における一般通告質問で、SDGs（持続可能な開発目標）の一環として、ゼロカーボンシティ宣言と異常気象宣言の導入を取り上げ、脱炭素及び、気候変動対策に自治体、企業、市民等が関心を持ち対応していく重要性を訴えた施策の一つが、今回形となりました。

以下に宣言文を全文掲載します。

### 館山市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化に起因する猛暑や局地的豪雨、そして大型化する台風など、私たちは身近なところで気候変動を目の当たりにするようになり、館山市においても、激甚災害に指定された令和元年房総半島台風によって大きな被害を受けるなど、安全安心な生活を脅かす状況が生じています。

この様な気象変動の抑制に向け、2015年に合意されたパリ協定をはじめ、世界各地で脱炭素社会の実現に向けた動きが活発化しています。こうした中、令和2年10月に内閣総理大臣が2050年に脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、また千葉県でも令和3年2月に二酸化炭素排出実質ゼロ宣言をするなど、国や県を挙げて取り組む意思が示されました。

館山市においても、豊かな自然環境を未来に引き継ぎ、暮らしと社会を持続可能なものとしていくため、2050を目途に二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を実現するための取組を、市民や事業者のみなさまと共に推進していくことをここに宣言します。

令和3年8月30日

館山市長 金丸謙一

二酸化炭素の削減が第一義的命題であることは当然ですが、どうすれば実質的な削減につながるかが重要です。可燃ごみの削減やリサイクルなど3Rの実践、エシカル(倫理的)消費の推進など、身近なところから負担なく行動に移せる取り組みを、自治体をはじめ各分野からも情報や知恵を出し合いながら進めていければと思います。

## 議会としての政策・立案

市職員は、私たち市民のための事業や制度を考え、議会に諮ります。そのため執行部は、事業提案に際して、議会に対する説明責任が課せられます。議員は、その事業内容をはじめ、有益・優先性、必要性、費用対効果、疑問点などを質問し、それらを議案(予算・決算)審査などと呼び、議会で可決されると事業化されます。各分野に分かれているとはいえ、年間何百もの事業を執行するにあたっての当局の苦労は想像に難くありません。

全国の自治体では議会改革が進められています。その目的の一つに、議会提案の推進があります。これは、上述した執行部提案事業に対する審査だけで良いのかという反省に立ち、二代表制の一翼を担う議会としても、市民の声を聴くなどして必要施策を市に提案していこうという動きです。議会から政策提言をするとすると、説明責任も伴います。予算執行権のない我々の提案が、市民のためになるかを考えること自体、意義のある取り組みであると思います。

現在、館山市議会では議会改革特別委員会を解散していますので、政策・立案へ向け、その制度設計等について協議・検討する機関がありません。議会運営委員会が議会改革委員会の代替の受け皿となる機関ではありますが、議会改革は継続性と専門性も求められますので、任期と交代制のある議運での対応には無理があります。現状では、各常任委員会等での独自の活動に委ねられていますが、こちらにも1年交代という壁があり、どうすれば議会提案に繋がるかを模索し続けることが重要です。

一つの取組として通告質問後に、その質問内容から政策・立案に値する題材について、全議員で検討する場を設けられないかと考えます。毎回、10名前後の議員が登壇し、取り上げる内容も多岐にわたります。その中から、事業化された提言も多くありますが、議員個人発という次元にとどまっており、行政一般通告質問制度を議会が有効に活用しているのかを、疑問に思っています。

通告質問では一人が2~4項目程の題材で臨みますので、全部で30項目程度になり、内容も多岐にわたります。それら事業化の是非は、すべてにおいて執行部が判断していますが、財政状況等も勘案しますので一定の理解はしている半面、議会は判断を委ねているだけで良いのか、とも感じます。市民の代表として、または民主主義の観点からも、各議員が発した施策の中から市政への有効性を検討し、必要性・有益性を感じた事案については議会提案に結び付けていくべきであると強く思います。

議会と執行部は、政策提言をはじめとして『善の競争』をしていくことが、市政が発展する要諦であると確信します。そのために議会は、議員間による政策論争をする場をきちんと設けるべきであり、そうすることが、政策・立案機能を発揮させるために必須の条件であると痛感しています。

議会提案へ向けては様々な方策が考えられますが、通告質問を活用することが最も労力をかけず、速やかに目的を成就し得る取組ではないかと考えますので、機会を見て、議運に諮りたいと思います。